

名古屋大学情報連携統括本部統合サーバサービス利用内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学情報連携統括本部情報基盤サービス利用内規（平成22年6月24日情報連携統括本部会議制定。以下「情報基盤サービス利用内規」という。）第2条の規定に基づく名古屋大学情報連携統括本部（以下「統括本部」という。）の統合サーバサービス（以下「統合サーバサービス」という。）の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(定義)

第2条 この内規において「統合サーバサービス」とは、名古屋大学（以下「本学」という。）の学内で使用されている各種のサーバ機器の機能を、統括本部が管理する一つのサーバのシステムとして集約し、利用者に提供するサービスをいう。

(統合サーバサービスの種類)

第3条 統括本部が提供する統合サーバサービスの種類は、次の各号のサーバ機能とする。

- 一 Mail サーバ
- 二 Web サーバ
- 三 DNS サーバ
- 四 DHCP サーバ

(利用の資格)

第4条 統合サーバサービスは、本学の学内におけるドメイン（nagoya-u. ac. jp 以下のドメインのことをいう。）を所有し、かつ管理している本学の部局が利用できる。

(利用の申請及び承認)

第5条 統合サーバサービスの利用を希望する部局の長は、別に定める様式により統括本部長に利用の申請を行い、その承認を受けなければならない。
2 統括本部長は、前項の申請を適当と認めるときは、これを承認し、利用するサーバ機能に係るIPアドレスを発行する。

(利用者の責務)

第6条 前条第2項により統合サーバサービスの利用を承認された部局（以下「利用部局」という。）の長及び利用部局において当該サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、発行されたIPアドレスを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 利用者は、前条第2項により発行されたIPアドレスを盗用又は悪用されないよう適正に管理しなければならない。
3 利用者は、統合サーバサービスの利用に当たり、情報基盤サービス利用内規、名古屋大学情報セキュリティポリシー（平成14年3月19日評議会決定）、名古屋大学情報セキュリティガイドライン（平成15年5月27日評議会決定）及び統括本部において別に定める電子情報の利用に係る諸規程に定められた事項を遵守しなければならない。

(利用の条件等)

第7条 利用者が統合サーバサービスを利用できる条件は、次の各号のとおりとする。
一 利用する統合サーバサービスのそれぞれのサーバ機能におけるユーザ管理及びコンテンツ管理は、利用部局の責任において行うこと。
二 統合サーバサービスに使用するサーバ機器のシステムメンテナンス等のため、統括本部長がやむを得ないと認めて当該サービスの利用の停止を依頼した場合は、これに応ずること。
2 統合サーバサービスに関する事項への統括本部の職員による対応は、原則として、名古屋大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度規程第50号）第3条に規定する職員の正規の勤務時間内に行うものとする。

(利用廃止の申請及び承認)

第8条 利用部局において統合サーバサービスの利用を廃止する場合は、利用部局の長は、別に定める様式を統括本部長に提出し、その承認を受けるものとする。

(利用の制限等)

第9条 統括本部長は、利用者がこの内規若しくはこの内規に基づく定めに違反した場合、又は統括本部長が特に必要と認める場合は、当該利用者の利用部局の統合サーバサービスの利用を一定期間制限、又は停止することができる。

2 統括本部長は、前項により統合サーバサービスの利用を停止したときは、統括本部会議に報告しなければならない。

(個人情報の管理)

第10条 統括本部長は、統合サーバサービスの実施において扱われる個人情報を適切に管理しなければならない。

(経費の負担)

第11条 利用部局は、統合サーバサービスの利用に当たり、別に定める経費を、当該サービスの利用を承認された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から利用の廃止を承認された日の属する月まで負担しなければならない。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、統合サーバサービスの利用に関し必要な事項は、統括本部会議の議を経て、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年6月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。